鈴鹿市指令第1772号

公共基準点使用承認書

住　　所　三重県津市河辺町3547番地2

申請者

氏　　名　三重県土地家屋調査士会　会長　川井　一浩　様

令和8年3月3日付けで申請のありました公共基準点使用承認については、鈴鹿市公共基準点管理保全要綱第５条第１項の規定により、次の条件を付して承認します。

令和8年3月4日

鈴鹿市長　末松　則子

鈴鹿市長之印 公共基準点用

使用目的		地積測量図の作成のための測量
使用期間		2026年4月1日から2027年3月31日まで（1年間）
使用する公共基準点		鈴鹿市が測量計画機関として成果の管理を行っている全ての公共基準点
測量作業機関	名称	三重県土地家屋調査士会
	代表者	会長　川井　一浩
	所在地	三重県津市河辺町3547番地2
	連絡先	ＴＥＬ059-227-3616 ＦＡＸ059-225-2930
承認条件		1　裏面鈴鹿市公共基準点使用条件を遵守すること。 2　公共基準点を使用した場合、公共基準点使用報告書を用い、毎月末日をもって関係公共基準点の状況を報告すること。 3　測量作業担当者は承認書に代わるものとして土地家屋調査士会員証を常時携行すること。

鈴鹿市公共基準点使用条件

1　鈴鹿市公共基準点の使用にあたっては、作業者は立ち入る施設の管理者にあらかじめ申請者名、作業機関名、作業目的、連絡先などを連絡し、立入りの承諾を得ること。

2　施設内の立入りは、日曜祭日を除く午前９時から午後５時までを原則とする。ただし、管理者から指定された場合はそれに従うこと。

3　作業者は、使用時に使用承認書を常時携行すること。

4　使用にあたっては公共基準点の取扱いに留意し保全に努めるとともに、周辺を汚さないよう努めること。

5　公共基準点本体及び立入施設に損害を与えた場合は、申請者の費用で原形復旧すること。

6　作業者は、測量標及びその周辺の現況や、測量付近に工事の予定がある場合は速やかに公共基準点管理者に連絡すること。

7　作業者は、測量標の使用を完了したときは、公共基準点使用報告書を公共基準点管理者に提出すること。

8　公共基準点等の使用に際し疑問等がある場合は、担当課と協議すること。